

令和 8 年 2 月 10 日

静岡ビル保善株式会社 行動計画書（第 4 回）

本行動計画は、令和 4 年 12 月 1 日付で策定した一般事業主行動計画について、育児と仕事の両立支援の取組を一層推進し、くるみん認定の取得を見据えた制度整備を図るため、内容の一部を変更するものである。

1. 行動期間 令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年 4 カ月

2. 内容

目標 1 育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 5 0 %以上

女性社員・・・取得率 8 0 %以上

<対策>

- 令和 5 年 4 月～ 育児休業取得者が発生した場合に備え、各職場において、代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制の導入、多能工化等による業務カバー体制を検討・整備し、順次実施する。
- 令和 7 年 1 月～ 育児休業を取得する社員が、収入面・心理面の不安なく円滑に育児休業を開始できるよう、育児休業取得開始日から 5 日間を有給とする制度を導入する。

目標 2 週 1 回、NO 残業デーを設定する。

<対策>

- 令和 5 年 1 月～ 毎週水曜日を NO 残業デーとし、業務の効率化や計画的な業務遂行を通じて、時間外労働の削減を図る。

目標 3 時間外・休日労働の削減を図り、計画期間中、各年度における従業員 1 人当たりの月平均時間外労働時間を 20 時間以内とする。

<対策>

- 令和 5 年 1 月～ 業務の効率化および計画的な業務遂行を推進する。
- 令和 5 年 1 月～ 管理部門にて時間外労働の状況把握、必要に応じた是正を行う。